

令和6年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金（新入生用）

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。

通常の申請時期は7月ですが、希望する新入生の保護者等に対しては、前倒しで一部給付(4~6月分)を行います。

※返還が必要な奨学金や、授業料と相殺される就学支援金(国が行っている制度)とは別の制度です。

※保護者等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問合せください。

<一部給付の支給要件>

4月1日時点において、次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- (1) 保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税または生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学している



○令和6年度支給額（予定） ※国公立高校の場合

世帯状況		4~6月分	7~3月分	合計額
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)※家計急変は除く		8,075円	24,225円	32,300円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	30,525円	91,575円	122,100円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	30,525円	113,175円	143,700円
	通信制・専攻科課程に在籍	12,625円	37,875円	50,500円

※7~3月分の支給は7月以降に再度の申請が必要です。

※返還不要の給付金です。

○スケジュール

- ・4月から申請の受付を開始し、6月末までに支給を行う予定です。
- ・受付開始日、申請締切日など日程や、提出書類等の詳細については、後日案内します。

(4月中旬頃に郵送予定)

○家計急変世帯への支援

- ・保護者の失職等により住民税非課税相当になった世帯は支給対象になります。

○担当

沖縄高専学生課学生係 TEL:0980-55-4032